

## 新型コロナウイルス感染症に関する保険金請求時の必要書類について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

現在、当社では、生活サポート保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、医療機関への入院が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりご自宅や医療機関と同等とみなされる施設で治療を受けられる場合(以下「みなし入院」)には、医療機関や保健所が発行する療養証明書を提出いただくことにより、保険金のお支払対象とする対応を行っております。

今後、療養証明書の取り付けに関しましては、医療機関や保健所のさらなる負担軽減に配慮し、下記に掲げる書類を療養証明書の代替書類として取り扱うことといたしました。

### ■2022年9月2日以降の取扱

- 1) My HER-SYS で表示された療養証明書の画面コピー(スクリーンショットなど)
- 2) 上記1)を準備できない場合、以下いずれかの書類
  - ・新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書  
※被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの
  - ・自治体の健康フォローアップセンターの受付結果(被保険者名の記載があるもの)

なお、2022年9月26日以降の入院一時金のお支払い対象の見直しに伴い、必要書類が変更される場合がございます。